

第3次市政一新プログラム（改革推進の方針案）

平成21年8月

名張市 企画財政部 行政改革推進室

【目次】

I.改革推進の考え方	2
II.市政一新プログラム 改革のこれまでの取組み	
1 第1次市政一新プログラムの取組み	3
2 第2次市政一新プログラムの取組み	6
III.第3次市政一新プログラムの策定に向けて	
1 市政一新プログラム第2次から第3次へ	11
2 改革推進に向けた3つの視点	15
3 質的効果の向上	19
4 市政一新プログラム（第1次～第3次）	20
5 「新しい公」がめざすもの	21
6 推進体制	23
7 改革項目	24

I .改革推進の考え方

- ◇市政一新プログラムによる改革は、平成15年度から始まりました。当時は、その前年に「財政非常事態宣言」を発する厳しい当市の財政状況のなかでした。
- ◇改革は、「協働」「効率」「自立」をキーワードに、自主自立の自治体をめざし「ニューパブリックマネジメント」等の考え方を取り入れ、一定の成果を上げることができました。
- ◇平成19年度には、国の「三位一体の改革」等により、さらに地方財政運営は厳しさを増す中、第2次市政一新プログラムによる改革をスタートさせました。
- ◇当初の考え方を引き継ぎ、「都市内分権」「効率・効果的自治体運営」をキーワードに改革をさらに進化させました。
- ◇当初の市政一新プログラムによる改革から7年目を迎えましたが、当市は、厳しい財政状況の最後の山場を迎えています。いまこそこの山場を乗り越え、明るい未来を構築すべく、さまざまな取り組みから生み出されてきた成果を基盤として活かすために、市政一新プログラムの総仕上げをめざします。
- ◇自治の主体者である市民の皆さんにより「地域力が活きる「新しい公」」の活動が息づき、民間活力の発揮や効率化による「持続可能な財政経営」のもと、市民の皆さんとの相互理解・信頼関係を基礎に「最適に機能する行政」が果たすべき役割を担う、このような《「名張公共標準」（ナバリ・パブリック・スタンダード）※検討中》への到達をめざします。

Ⅱ. 市政一新プログラム 改革のこれまでの取組み

1. 第1次市政一新プログラムの取組み (H.15~H.18年度)

【背景】

1. 厳しい財政状況
 - ◇国・地方の状況
 - ・多額の借入金残
 - ・構造改革・役割分担
 - ◇名張市の状況
 - ・財政非常事態宣言
 - ・行政システム転換必要性
2. 地方分権の推進
 - ・地方分権一括法
 - ・住民自治の推進
3. 行政規範の変化
 - ・参画と協働の行政
 - ・民間経営手法
 - ・IT進展

従来の考え方を

革新・一新する

改革の実施

市行財政経営一新
(市政一新)

第1次市政一新プログラム策定

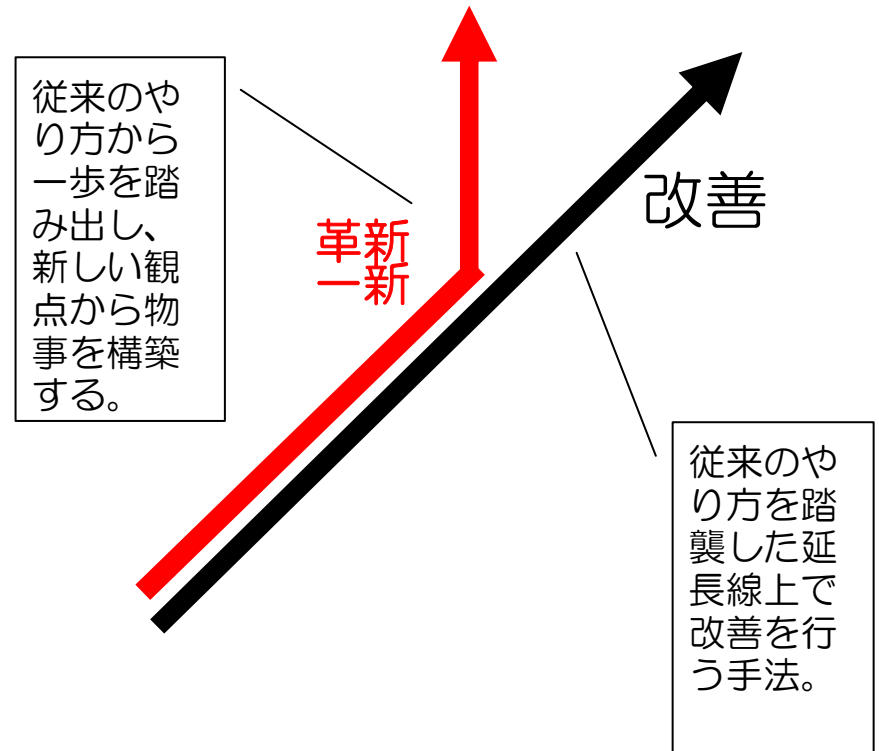
改善から革新・一新へ

今、社会全体の理論的枠組みの変動、価値観の移行等、あらゆる分野で規範の変化（パラダイムシフト）が生じています。

地方行政においても、分権の進展、協働の行政、ニューパブリックマネジメント（NPM）の普及、ITの進展等、取り巻く環境が大きく変革しています。改革を進めるには従来の既成概念から脱する必要がありま

す。
これからの改革は、従来の手法の延長線上で改善・改革を試みることから一歩を踏み出し、新しい考え方、概念へ勇氣を持って方向を転換する「革新」「一新」の考え方で進めなくてはなりません。

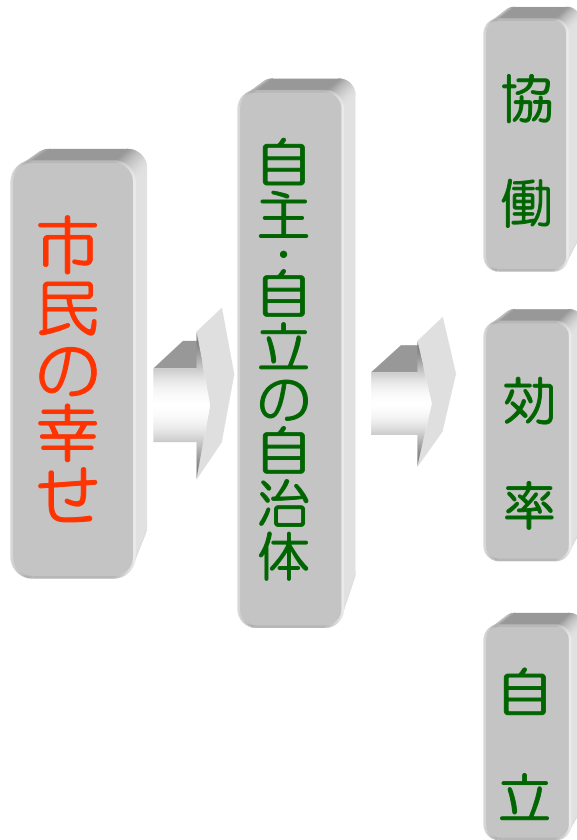
目的への到達位置



Ⅱ. 市政一新プログラム 改革のこれまでの取り組み

【理念及び目標】

改革を行う基本的な考え方



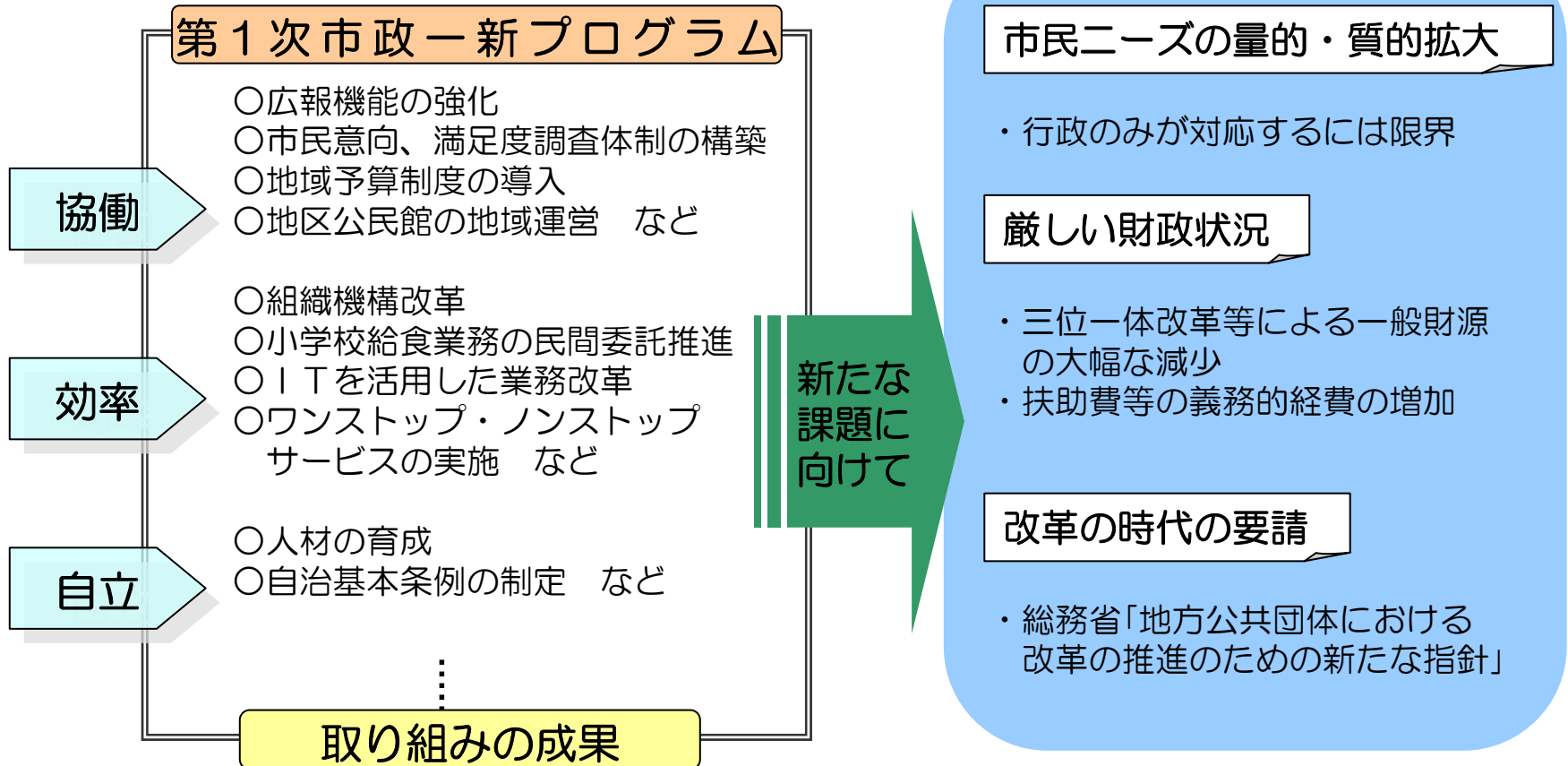
【基本的な考え方と取り組み】

大きな傘で各改革項目すべてに適用していく

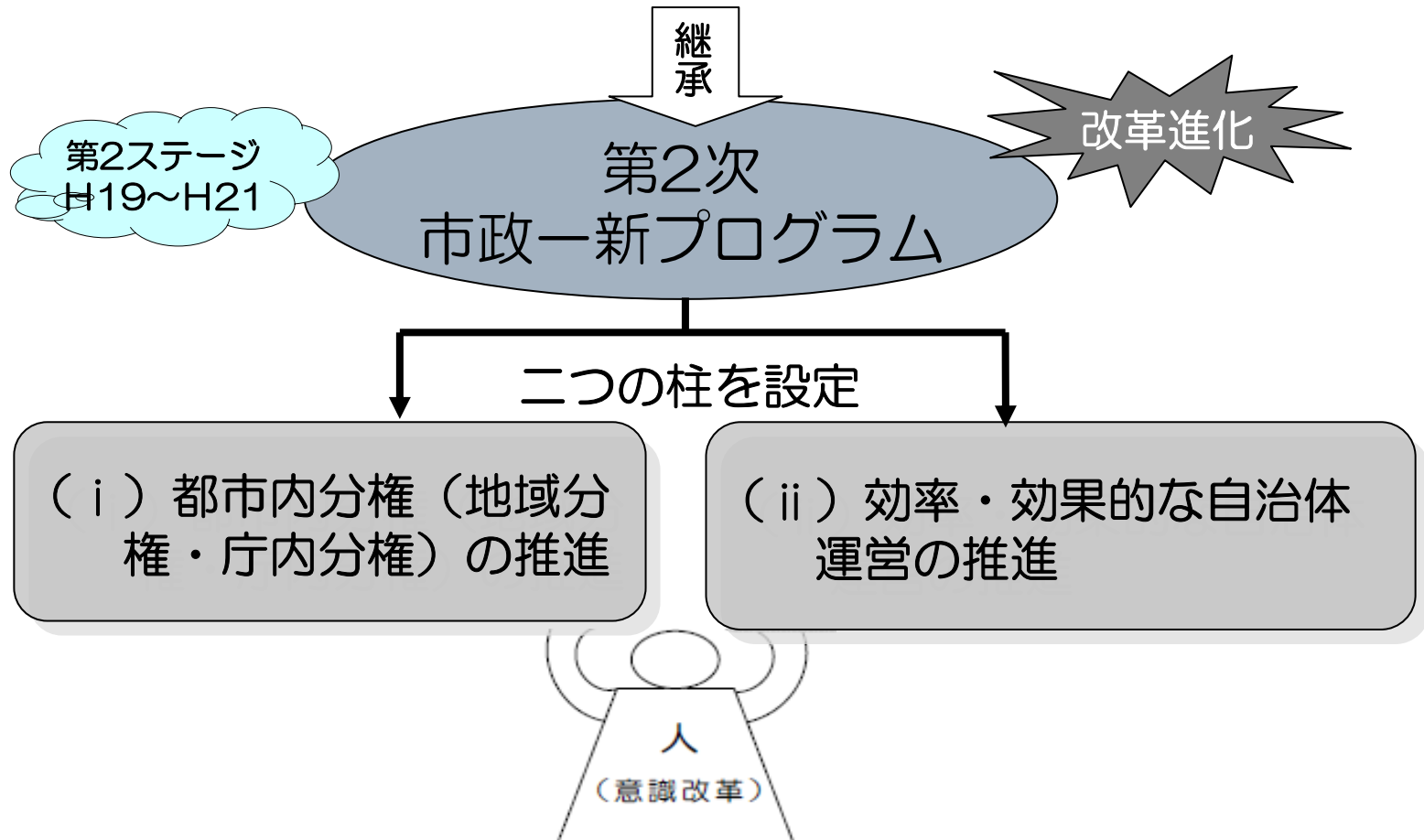


2. 第2次市政一新プログラムの取り組み (H.19~H.21年度)

第1次から第2次へ



第1次市政一新プログラム（理念・目標）



改革の柱 1

都市内分権の推進

「地域分権」の推進

市民活動団体や地域と市が対等な立場で、協働・連携していくために、地域の特性を生かせるよう地域で決めたり、地域づくり委員会や市民活動団体など多様な主体が市に代わって公共サービスを提供できるように、必要な権限や財源を地域に移譲

地域分権を行い、「新しい公」を構築することが必要

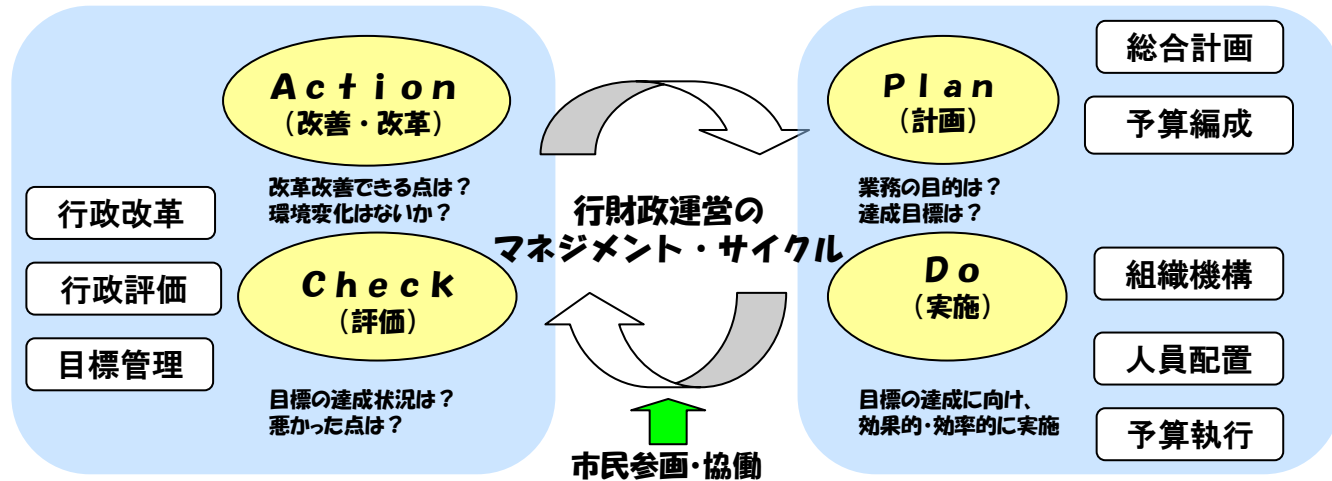
「庁内分権」の組織づくり

市民の身近なところでの行政の意思決定や、行政と地域との役割分担、行政組織のあり方、権限と責任の明確化などを整理し、行政と地域が一体となって地域の課題を解決していくため、行政の内部での意思決定の権限を下位に委譲

改革の柱2

効率・効果的な自治体運営の推進

限られた財源を有効活用し、最少の経費で最大の効果を上げる
 必要なサービスをもっとも適切な主体が担っていく姿にするために、行政評価制度や目標管理制度、考査制度を中心とした行財政運営マネジメント・サイクルの中で、すべての事業を「市民の視点」「経営の視点」で見直す



【第2次市政一新プログラム改革内容】

2つの柱と改革基本項目（基本項目8・改革項目36）

1. 都市内分権の推進

- (1) 地域協働の推進
- (2) 地域の自立の促進と市民活動の推進
- (3) 民間活力の導入

2. 効率・効果的な自治体運営の推進

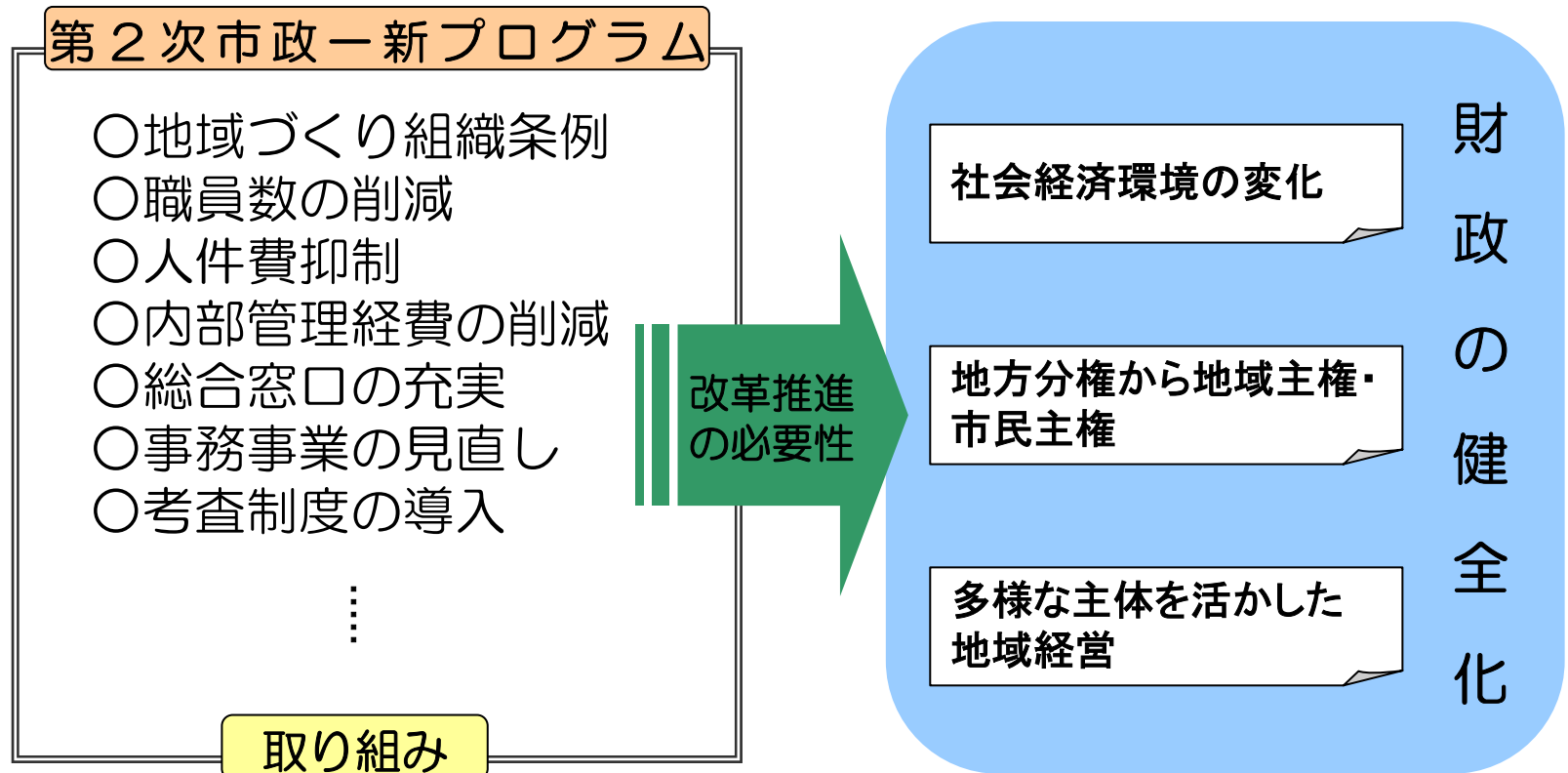
- (1) 職員・組織の改革
- (2) 公正の確保と透明性の向上
- (3) 行財政運営システムの構築
- (4) 行財政運営の効率化
- (5) 財政の健全化

財政健全化との一体的な取組

- ① 計画期間中の財源不足見込み額（21億円）の解消
- ② 経常収支比率を90%以下に改善
- ③ 実質公債費比率18%未滿を視野に入れた計画的な起債発行

Ⅲ.第3次市政一新プログラムの策定に向けて

1. 市政一新プログラム第2次から第3次へ



改革推進の必要性

①社会経済環境の変化

- 世界規模で経済が急速に冷え込み、日本経済もその大きな影響を受け市場全体の将来見通しもこれまでも増して不透明となっています。
- 雇用や地域医療、福祉、住むまちの将来など、安心して暮らしを営める仕組みの充実が求められています。
- 少子・高齢社会の到来を体感する中で、豊かさの尺度が、量から質へ変化しています。
- 時代変化や経験したことのない状況下で、機敏に、また順応できる行政となるよう仕組みの変革が必要です。

これらの状況を踏まえ、第1次、2次の市政一新プログラムの取り組みの仕上げと位置づける第3次市政一新プログラムを策定し、名張市市総合計画「理想郷プラン」に掲げる「福祉の理想郷」の実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。

②地方分権から地域主権・市民主権

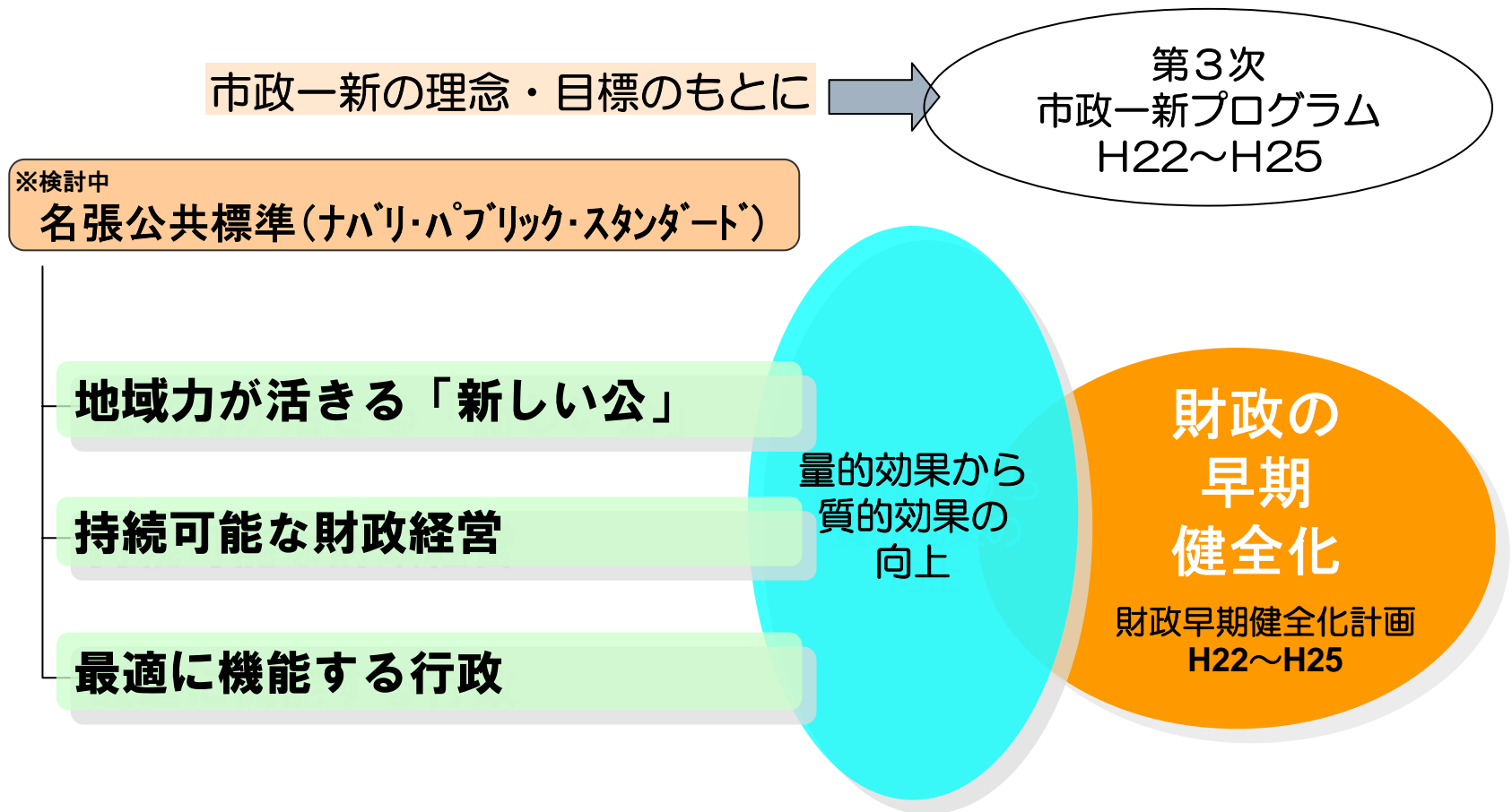
- 国・地方を通じた厳しい財政状況の中、地方の役割の重要性が増し、地方分権への動きが活発化し、地方分権改革の着実な推進が求められています。
- これまで以上に行財政基盤の強化、財政健全化とともに、限られた経営資源を有効に活用する自治体経営の推進が求められています。
- 「自治のまち」の実現を目指し、地方分権時代に対応できる自治体への熟度（地域主権・市民主権）を高める必要があります。
- 「官か民か」「小さな政府」といった量からの視点だけでなく、「市民の幸せ」に向けて、効率・効果的で有効に機能する行政への質の変革が必要です。

③多様な主体を活かした地域経営

- 多様化・高度化する新しい行政需要に柔軟に対応するため、サービスの検証と的確な見直しが必要です。
- 「新しい公」の推進を図るために、地域社会での公共的サービスとして、地域づくり活動や市民公益活動に取り組む多様な主体の協働が重要になっています。
- 地域資源を最大限に活用し、戦略的な地域づくりを行うための地域経営の推進が求められています。

※ここでの「地域経営」は、地域のさまざまな資源を最大限に利活用することで、地域課題の解決や地域価値を高めることをめざした地域の経営（運営）を意味します。「地域づくり組織」等の組織体・団体の経営（運営）を意味するものではありません。

2. 改革推進に向けた3つの視点



①地域力が活きる「新しい公」

- 市民がまちづくりの主体であることを基本に、積極的な情報提供や市民の意向、意見・提言などによる情報共有と反映
- 都市内分権の取り組みの中で、地域づくり活動、市民公益活動の促進、「新しい公」による多様な主体の役割分担と連携の強化、民間活力の活用など
- 地域資源の最大活用と参画・協働による地域経営の推進

※「地域力」：地域社会の問題について、市民や企業をはじめとした地域の構成員が、自らその問題の所在を認識し、自立的かつその他の主体との協働を図りながら、地域資源（人・伝統・文化・歴史・自然・食・景観など）を有効に活用して、地域問題の解決や地域としての価値を創造していくための力。

②持続可能な財政経営

- 最少の経費で最大の効果をあげることを基本として、施策・事業の選択と集中による効率的かつ効果的な財政経営
- 市有資産の管理、利用や活用をはじめ、歳入確保につながる施策の強化
- 限られた経営財源を最大限有効に活用する経営の視点に基づく施策の推進
- 行財政基盤の健全化と自立的かつ持続可能なまちづくりの確立

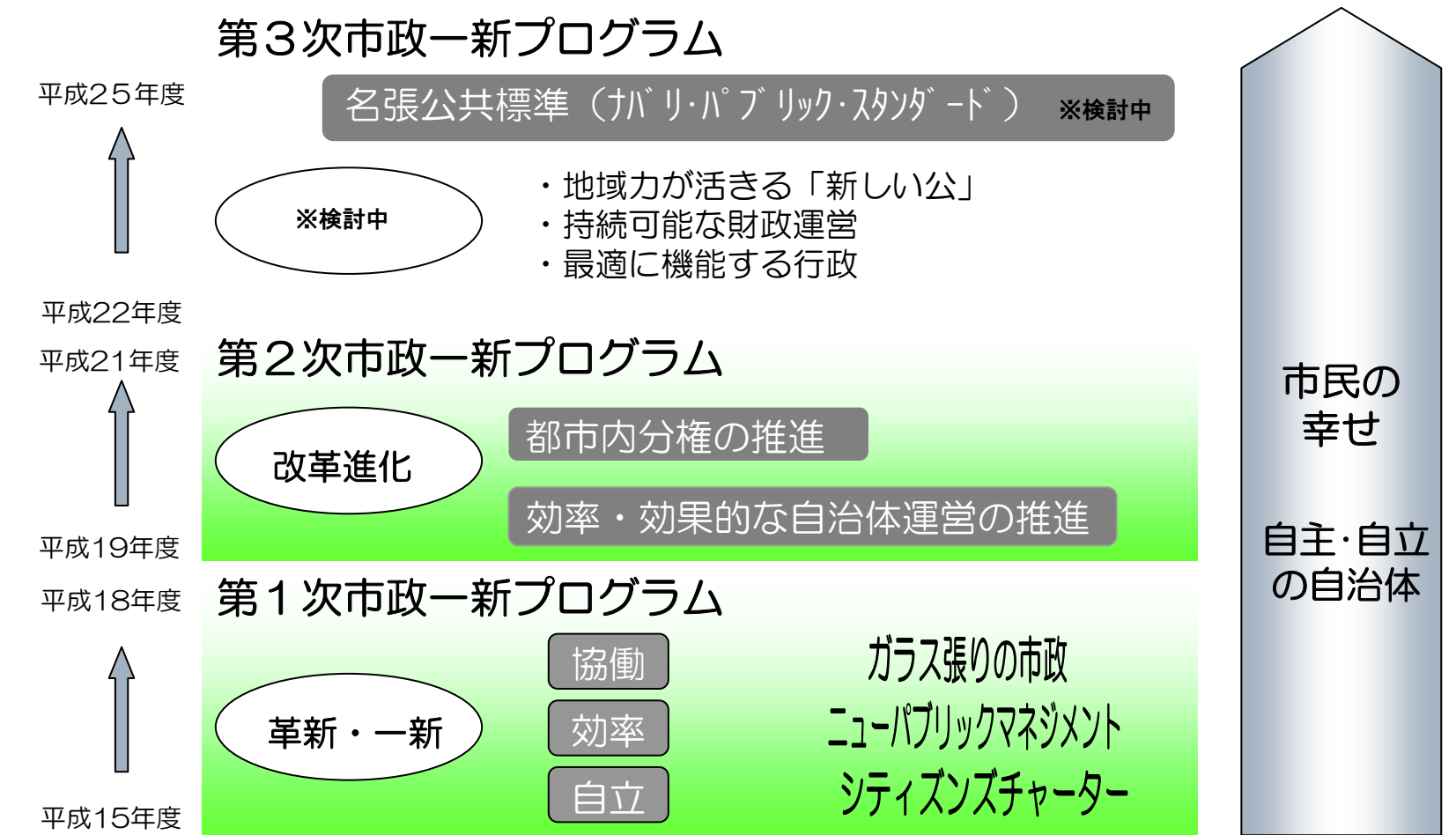
③最適に機能する行政

- 自立した自治体としての組織及び運営の合理化
- 限られた経営資源を効率的に活用できる簡素で分かりやすい体制の整備
- 分権時代の多様な課題や急速に変化する社会情勢への柔軟な対応
- 担うべき役割が発揮でき、有効に機能する行政組織の構築

3. 質的効果の向上※検討中

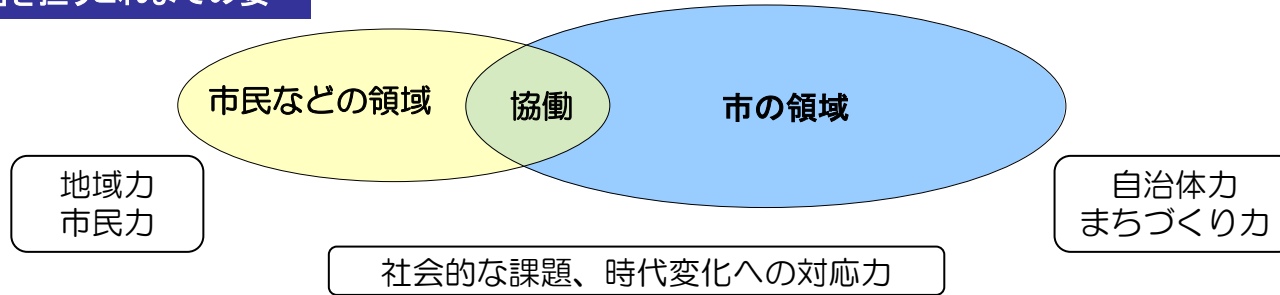
- 市政一新プログラムによる「協働」「効率」「自立」の基本的な理念・目標に沿って、これまでに、新たな条例の制定、制度や仕組みの導入を行い、また個別の改革項目や分野での計画の策定なども行ってきました。
- こうしたさまざまな取り組みについて、制度や仕組みが整備され、取り組むべき方向が明らかにされたものが、目指すべき目的に向かって推進し、また有機的・横断的に機能しているかどうかが重要になってきます。
- これまで取り組んだ項目において、内容を再度検討すべきものや、その後の状況による変更や見直しの必要性などを検証しつつ、プログラムの期間を通じて、その質の洗い出し（ブラッシュアップ）を行うものとしします。
- また、新たな改革項目の取り組みを含めて、規模など量的なもの、形態的な改革とともに、市民や社会のニーズ・サービスの向上等に照らし、限られた資源で効果的かどうか、といった視点を加えます。

4. 市政一新プログラム（第1次～第3次）

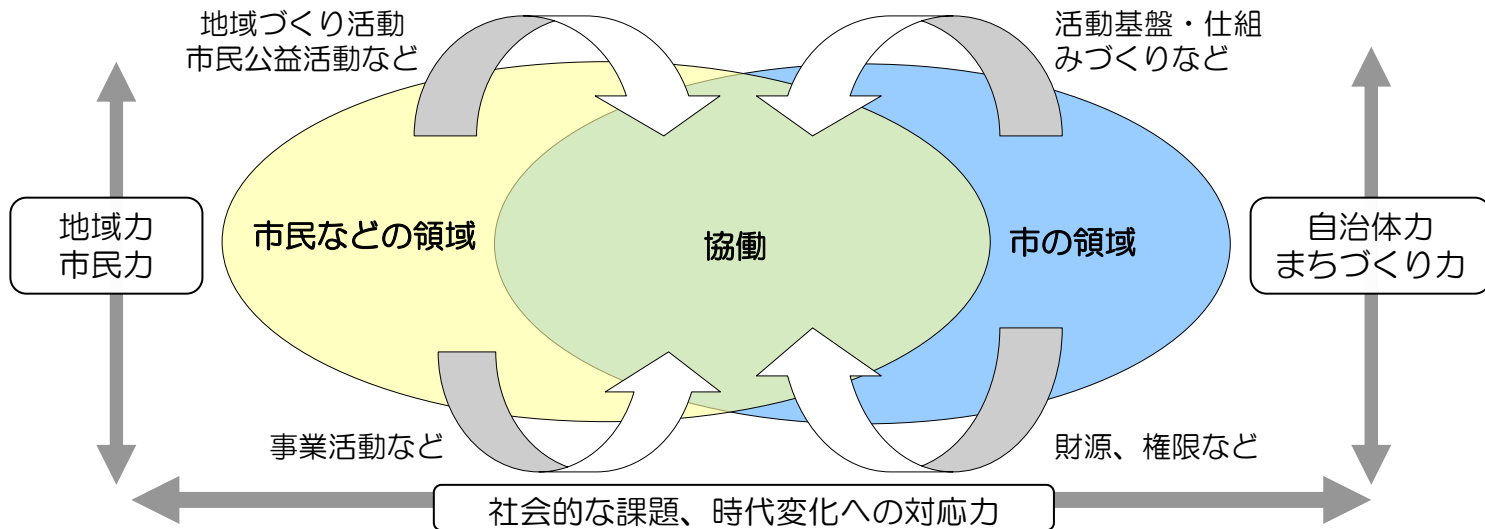


5. 「新しい公」がめざすもの

「公」を担うこれまでの姿

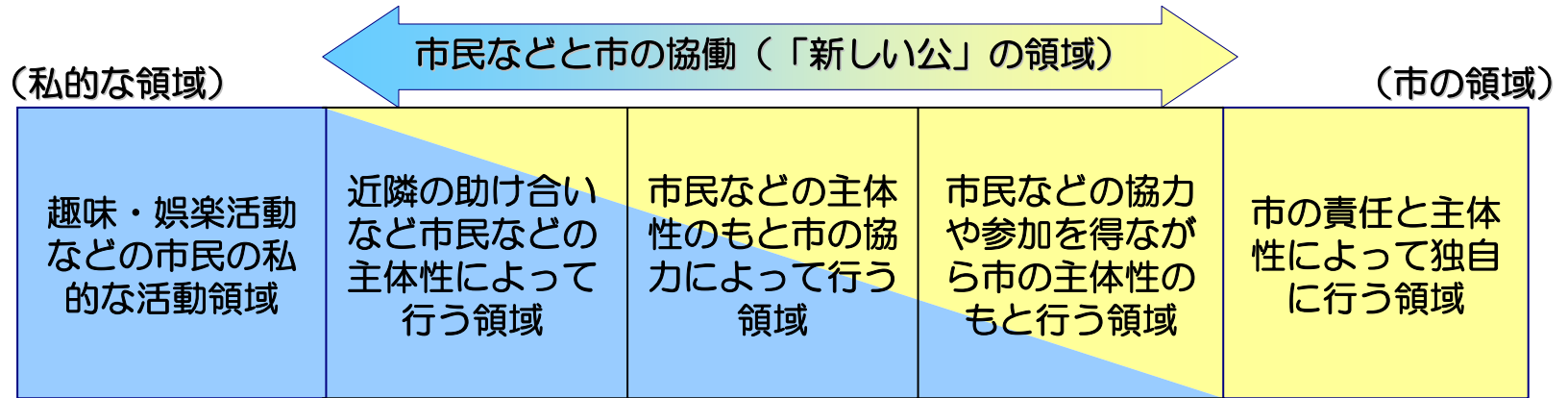


「公」を担うこれからの姿



「新しい公」の領域

「新しい公」の基本方針(H21.3より)



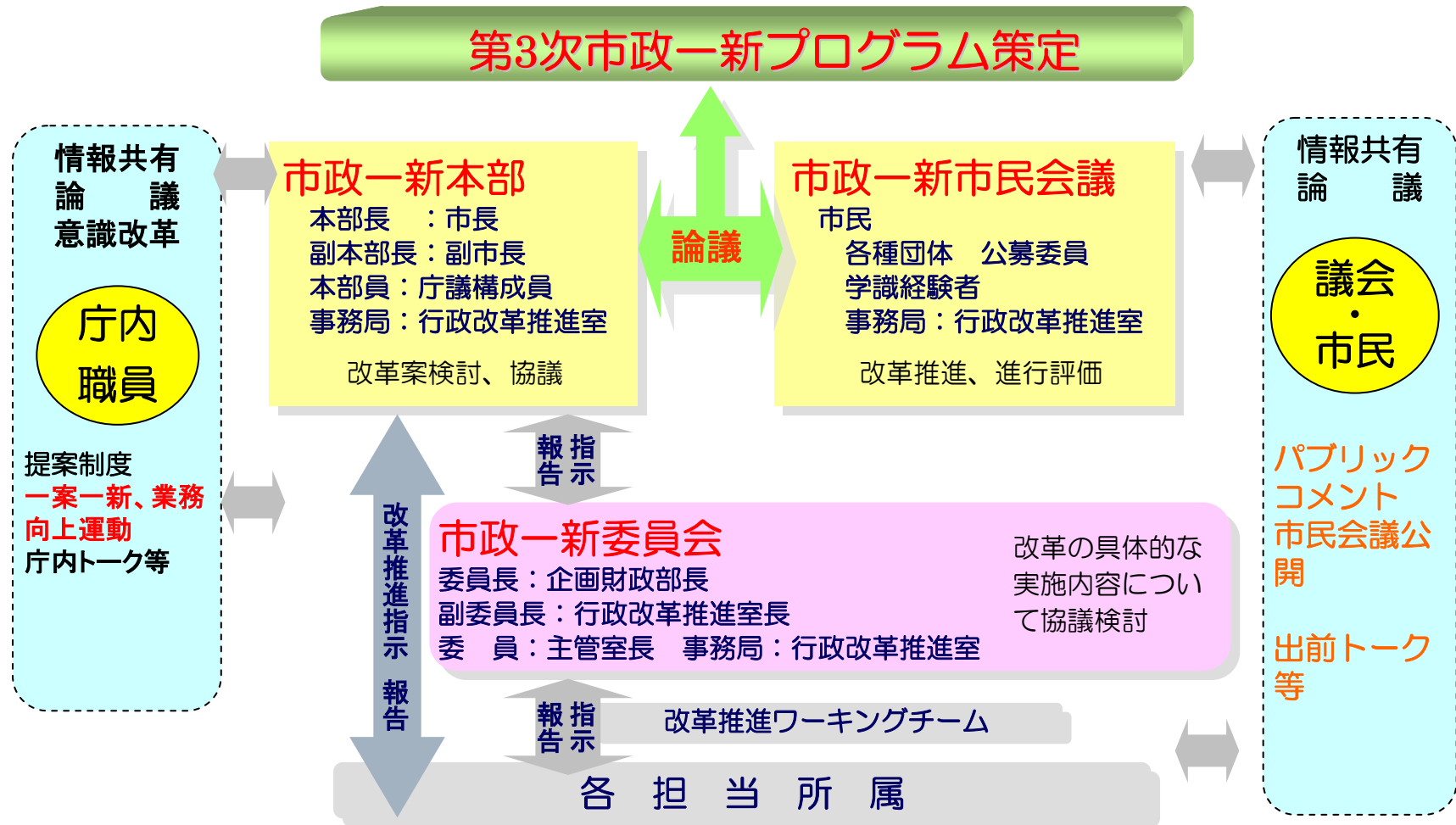
趣味・娯楽活動など市民の私的な活動領域と、許認可など公権力を伴う領域以外は、市のみが担うものではなく、多様な主体との協働により担っていく「新しい公」の領域としています。

新しい公

市民や市民活動団体、企業など多様な主体が社会の担い手として「公」の活動に積極的に参加し、行政と市民等がお互いの役割と責任を自覚しながら、パートナーシップのもと力を合せてまちづくりに取り組む新しい市民社会を指します。

(市総合計画「理想郷プラン」)

6. 推進体制



7. 改革項目

第1次 市政一新プログラム

平成15年度 → 平成18年度

改革基本項目

- | |
|--------------------|
| 1. 情報提供・共有の推進 |
| 2. 市民との対話 |
| 3. 成果重視の行政 |
| 4. 経営観点の導入 |
| 5. 経費節減と合理化 |
| 6. 民間活力の導入 |
| 7. 電子市役所の推進 |
| 8. 市民主体のまちづくり行政の推進 |
| 9. シティズンズチャーター制度 |
| 10. 行政の自立 |

具体的改革項目 61

第1ステージ

第2次 市政一新プログラム 平成18年度 → 平成21年度

改革基本項目

柱1 都市内分権の推進

- | |
|------------------|
| 1. 地域協働の推進 |
| 2. 地域の自立と市民活動の推進 |
| 3. 民間活力の導入 |

柱2 効率・効果的な自治体運営の推進

- | |
|-----------------|
| 1. 職員・組織の改革 |
| 2. 公正の確保と透明性の向上 |
| 3. 行財政運営システムの構築 |
| 4. 行財政運営の効率化 |
| 5. 財政の健全化 |

具体的改革項目 36

第2ステージ

Ⅲ.第3次市政一新プログラムの策定に向けて

